

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（第1号）……2
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2号）……17
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第3号）……17
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第4号）……17
- 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第5号）……17
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第6号）……17

規 則

- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則（第1号）……18

訓 令

- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第1号）……18

告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第1号）……29
- 秋田市障害福祉サービスセンターの指定管理者の指定について（第2号）……29
- 行旅死亡人の取扱について（第3号）……29
- 放置自転車等の撤去および保管について（第4号）……29
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第5号）……30
- 秋田市議会臨時会の招集について（第6号）……30
- 生活保護法による介護機関の指定、変更、休止および廃止について（第7号）……30
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第8号）……31
- 平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第9号）……31
- 平成27年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第10号）……31
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第11号）……31
- 地縁による団体の認可について（第12号）……31
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第13号）……32

- 平成27年度第5期国民健康保険税督促状の公示送達について（第14号）……32
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第15号）……32
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第16号）……32
- 住民票の職権削除について（第18号）……32
- 住民票の職権削除について（第19号）……33
- 平成26年度分および平成27年度分市税督促状の公示送達について（第20号）……33
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第21号）……33

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第1号）……34

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第1号）……34

上 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第1号）……34
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第2号）……34
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第3号）……34

公 告

- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について……34
- 市道を不法占用している掲示板の撤去について……35
- 入札参加希望者の公募について……35
- 開発行為に関する工事の完了について……36
- 建築基準法による道路の指定について……36
- 建築基準法による道路の指定について……36
- 入札参加希望者の公募について……36
- 予防接種法による定期予防接種について……37
- 建築基準法による意見の聴取について……37
- 開発行為に関する工事の完了について……37
- 入札参加希望者の公募について……38
- 農用地利用集積計画の策定について……40
- 入札参加希望者の公募について……40
- 入札参加希望者の公募について……41
- 総合案内フロアマネージャー業務委託の契約締結について……42
- 財務報告書の公表について……42

上 水 道 局 公 告

- 受益者負担金の賦課対象区域について……42

条 例

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年 1月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 1 号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 2 項第 1 号中「100分の67.5」を「100分の77.5」に改め、同項第 2 号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俵	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
および任期	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
付職員以外	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
の職員	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700

40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400		
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900		
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400		
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100		
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800		
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500		
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600		
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100			
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800			
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500			
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000			
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700			
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400			
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100			
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600			
86	241,000	295,900	344,000	383,900				
87	241,700	296,200	344,500	384,500				
88	242,400	296,600	344,900	385,100				
89	243,100	296,900	345,200	385,800				
90	243,600	297,300	345,600	386,400				
91	244,100	297,700	346,100	387,000				
92	244,600	298,100	346,500	387,600				
93	244,900	298,200	346,700	388,300				

	94		298,500	347,100					
	95		298,900	347,600					
	96		299,300	348,000					
	97		299,500	348,100					
	98		299,800	348,600					
	99		300,200	349,100					
	100		300,600	349,400					
	101		300,800	349,700					
	102		301,100	350,100					
	103		301,500	350,500					
	104		301,800	350,900					
	105		302,000	351,400					
	106		302,300	351,800					
	107		302,700	352,200					
	108		303,000	352,600					
	109		303,200	353,100					
	110		303,600	353,500					
	111		304,000	353,900					
	112		304,300	354,200					
	113		304,400	354,700					
	114		304,700						
	115		305,000						
	116		305,400						
	117		305,600						
	118		305,800						
	119		306,100						
	120		306,400						
	121		306,800						
	122		307,000						
	123		307,300						
	124		307,600						
	125		308,000						
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400
任期付職員	1	142,100							
	2	174,200							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級		2 級		3 級	
		給料月額		給料月額		給料月額	
		円		円		円	
再任用職員	1	240,100		325,700		392,600	
および任期	2	242,600		328,800		395,500	
付職員以外	3	245,100		331,900		398,400	
の職員	4	247,600		335,000		401,300	
	5	249,900		337,800		404,000	
	6	253,700		341,100		406,800	
	7	257,500		344,400		409,600	
	8	261,300		347,700		412,400	
	9	264,900		350,700		415,000	
	10	268,900		353,900		417,700	
	11	272,900		357,100		420,400	
	12	276,900		360,300		423,100	
	13	280,700		363,400		425,600	
	14	284,700		367,100		428,100	

15	288,700	370,700	430,500
16	292,700	374,400	433,000
17	296,500	378,000	435,200
18	300,100	380,700	437,600
19	303,700	383,500	440,000
20	307,300	386,300	442,400
21	311,000	389,200	444,500
22	314,800	391,800	446,900
23	318,500	394,400	449,300
24	322,200	397,000	451,600
25	325,800	399,400	453,800
26	328,600	401,700	456,100
27	331,400	404,000	458,400
28	334,200	406,300	460,700
29	337,000	408,700	462,900
30	339,400	410,800	465,200
31	341,800	412,800	467,500
32	344,200	414,900	469,800
33	346,600	417,000	471,800
34	349,100	419,000	473,900
35	351,500	421,000	476,000
36	354,000	423,000	478,100
37	356,400	425,100	480,200
38	358,800	427,100	482,000
39	361,200	429,100	483,800
40	363,600	431,100	485,600
41	365,900	433,100	487,300
42	367,400	434,900	489,100
43	368,900	436,700	490,900
44	370,400	438,500	492,700
45	371,900	440,400	494,300
46	373,300	442,200	496,000
47	374,800	444,000	497,800
48	376,300	445,800	499,600
49	377,600	447,600	501,200
50	378,600	449,300	502,500
51	379,600	451,100	503,800
52	380,600	452,900	505,100
53	381,600	454,800	506,400
54	382,500	456,000	507,700
55	383,400	457,200	509,000
56	384,300	458,400	510,300
57	385,300	459,600	511,300
58	386,200	460,600	512,100
59	387,000	461,600	512,900
60	387,900	462,600	513,700
61	388,700	463,400	514,600
62	389,200	464,100	515,400
63	389,700	464,800	516,300
64	390,200	465,500	517,100
65	390,500	466,200	518,000
66		466,900	518,900
67		467,600	519,600
68		468,300	520,500

	69			468,800	521,400
	70			469,500	522,200
	71			470,200	523,100
	72			470,900	524,000
	73			471,300	524,800
	74			471,900	525,700
	75			472,600	526,600
	76			473,300	527,300
	77			473,700	528,100
	78			474,300	529,000
	79			474,900	529,900
	80			475,400	530,800
	81			476,000	531,600
	82			476,500	532,500
	83			477,000	533,400
	84			477,500	534,300
	85			477,900	535,100
	86			478,500	536,000
	87			478,900	536,900
	88			479,400	537,800
	89			479,900	538,600
	90			480,500	
	91			481,100	
	92			481,500	
	93			482,000	
	94			482,600	
	95			483,200	
	96			483,800	
	97			484,300	
再任用職員			293,800	336,200	390,600
任期付職員			264,900		

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200
および任期	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300
付職員以外	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500
の職員	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800

20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900
21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700
22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800
23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900
24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000
25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500
26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300
27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100
28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900
29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700
30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200
39	201,900	241,200	278,000	309,000	358,200	400,300
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000	
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500	
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000	
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500	
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100	

74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600	
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200	
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800	
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300	
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800	
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400	
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000	
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500	
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100	
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700	
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300	
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000	
86		293,000	329,600	350,900		
87		293,200	329,800	351,200		
88		293,400	330,200	351,500		
89		293,800	330,600	351,900		
90		294,000	331,000	352,200		
91		294,200	331,400	352,600		
92		294,400	331,800	352,900		
93		294,800	332,200	353,300		
94		295,000	332,400	353,600		
95		295,200	332,800	354,000		
96		295,500	333,100	354,300		
97		295,900	333,300	354,600		
98		296,200	333,600	355,000		
99		296,500	333,900	355,400		
100		296,800	334,200	355,800		
101		297,100	334,400	356,300		
102		297,300	334,700	356,700		
103		297,600	335,100	357,100		
104		297,900	335,300	357,500		
105		298,200	335,400	358,000		
106			335,700			
107			336,100			
108			336,300			
109			336,500			
110			336,900			
111			337,300			
112			337,700			
113			337,900			
再任用職員	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000
任期付職員		180,300				

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第10条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第3号中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第12条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第17条の3第1項および第2項を次のように改める。

第13条の2第1項に規定する職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基

づく週休日又は祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する場合 同号の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において規則で定める額。ただし、同号の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める場合にあっては、当該額に100分の150を乗

じて得た額

(2) 前項第2号に規定する場合 同号の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第26条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の137.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に、「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の80」を「100分の77.5」に改める。

附則第17項中「当分」を「平成33年3月31日まで」に改める。

附則第20項中「100分の0.675」を「100分の0.775」に、「100分の67.5」を「100分の77.5」に改め、同項の次に次の1項を加える。

21 当分の間、職員（医療職給料表(1)の適用を受ける者を除く。）の給料月額、第3条および第4条の規定にかかわらず、これらの規定の適用による額に、当該額に100分の0.85を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
および任期	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
付職員以外	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
の職員	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200

39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			

	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
	94		293,600	341,400					
	95		294,000	341,900					
	96		294,400	342,300					
	97		294,600	342,400					
	98		294,900	342,900					
	99		295,300	343,300					
	100		295,700	343,600					
	101		295,900	343,900					
	102		296,200	344,300					
	103		296,600	344,700					
	104		296,900	345,100					
	105		297,100	345,600					
	106		297,400	346,000					
	107		297,800	346,400					
	108		298,100	346,800					
	109		298,300	347,300					
	110		298,700	347,700					
	111		299,100	348,000					
	112		299,400	348,300					
	113		299,500	348,800					
	114		299,800						
	115		300,100						
	116		300,500						
	117		300,700						
	118		300,900						
	119		301,200						
	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700
任期付職員	1	144,600							
	2	176,700							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
再任用職員	1	243,300	328,600	394,300
および任期	2	245,800	331,600	397,200
付職員以外	3	248,300	334,500	400,100
の職員	4	250,800	337,600	403,000
	5	253,100	340,300	405,700
	6	256,900	343,600	408,400
	7	260,700	346,800	411,200
	8	264,500	349,900	414,000
	9	268,100	352,900	416,600
	10	272,100	355,900	419,300
	11	276,100	359,000	422,000
	12	280,100	362,200	424,700
	13	283,900	365,300	427,200

14	287,900	368,900	429,700
15	291,800	372,300	432,100
16	295,700	376,000	434,600
17	299,500	379,600	436,800
18	303,100	382,300	439,200
19	306,600	385,100	441,600
20	310,200	387,900	444,000
21	313,800	390,800	446,000
22	317,500	393,400	448,400
23	321,000	396,000	450,800
24	324,700	398,600	453,100
25	328,200	400,900	455,300
26	331,000	403,200	457,600
27	333,700	405,500	459,800
28	336,300	407,800	462,100
29	339,100	410,200	464,300
30	341,400	412,300	466,600
31	343,600	414,300	468,900
32	346,000	416,400	471,100
33	348,400	418,500	473,100
34	350,800	420,500	475,200
35	353,100	422,500	477,300
36	355,600	424,500	479,400
37	358,000	426,600	481,500
38	360,400	428,600	483,300
39	362,800	430,600	485,100
40	365,200	432,600	486,900
41	367,500	434,600	488,600
42	368,900	436,400	490,400
43	370,400	438,100	492,200
44	371,900	439,900	494,000
45	373,400	441,800	495,600
46	374,800	443,600	497,300
47	376,300	445,400	499,100
48	377,800	447,100	500,900
49	379,100	448,900	502,500
50	380,100	450,600	503,800
51	381,100	452,400	505,100
52	382,100	454,200	506,400
53	383,100	456,100	507,700
54	384,000	457,300	509,000
55	384,900	458,500	510,300
56	385,800	459,700	511,600
57	386,800	460,900	512,600
58	387,700	461,900	513,400
59	388,500	462,900	514,200
60	389,300	463,900	515,000
61	390,100	464,700	515,900
62	390,600	465,400	516,700
63	391,000	466,100	517,600
64	391,500	466,800	518,400
65	391,800	467,500	519,300
66		468,200	520,200
67		468,900	520,900

	68			469,600	521,800
	69			470,100	522,700
	70			470,800	523,500
	71			471,500	524,400
	72			472,200	525,300
	73			472,600	526,100
	74			473,200	527,000
	75			473,900	527,900
	76			474,600	528,600
	77			475,000	529,400
	78			475,600	530,300
	79			476,200	531,200
	80			476,700	532,100
	81			477,300	532,900
	82			477,800	533,800
	83			478,300	534,700
	84			478,800	535,600
	85			479,200	536,400
	86			479,800	537,300
	87			480,200	538,200
	88			480,700	539,100
	89			481,200	539,900
	90			481,800	
	91			482,400	
	92			482,800	
	93			483,300	
	94			483,900	
	95			484,500	
	96			485,100	
	97			485,600	
再任用職員			295,000	337,400	391,800
任期付職員			268,100		

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900
および任期	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
付職員以外	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
の職員	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700

19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	

73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000	
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400	
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800	
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200	
86		288,300	324,200	345,100		
87		288,500	324,400	345,400		
88		288,700	324,800	345,700		
89		289,100	325,200	346,100		
90		289,300	325,600	346,400		
91		289,500	326,000	346,800		
92		289,700	326,400	347,100		
93		290,100	326,700	347,500		
94		290,300	326,900	347,800		
95		290,500	327,300	348,100		
96		290,800	327,600	348,400		
97		291,200	327,800	348,700		
98		291,500	328,100	349,100		
99		291,700	328,400	349,500		
100		292,000	328,700	349,900		
101		292,300	328,900	350,400		
102		292,500	329,200	350,800		
103		292,700	329,600	351,200		
104		293,000	329,800	351,600		
105		293,300	329,900	352,100		
106			330,200			
107			330,600			
108			330,800			
109			331,000			
110			331,400			
111			331,800			
112			332,200			
113			332,400			
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600
任期付職員		182,900				

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
 第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。
 第8条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。
 別表中「375,000」を「377,000」に、「424,000」を「426,000」に、「477,000」を「479,000」に、「541,000」を「542,000」に、「617,000」を「618,000」に、「721,000」を「722,000」に、「844,000」を「845,000」に改める。
 第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
 第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」を「100分の117.5」とあり、および「100分の132.5」に、「100分の160」を「100分の150」に改める。
 附則に次の1項を加える。
 3 当分の間、特定任期付職員の給料月額は、第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定の適用による額に、当該額に100分の0.85を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。
 別表中「377,000」を「371,000」に、「426,000」を「419,000」に、「479,000」を「471,000」に、「542,000」を「532,000」に、

「618,000」を「607,000」に、「722,000」を「709,000」に、「845,000」を「829,000」に改める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項を次のように改める。

2 管理職員特別勤務手当は、第10条の2の規定に基づき管理職手当を支給される職員が次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。次号において同じ。)又は休日等において勤務する場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務する場合

(秋田市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第8項から第11項までを次のように改める。

8 削除

9 削除

10 削除

11 削除

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条および第4条から第6条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1および別表第2の規定ならびに第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第27条第2項の規定および改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号棒の調整)

4 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員および別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号棒については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号棒の切替え)

5 切替日の前日において秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成23年秋田市条例第34号)附則第3項の規定により給与を支給されていた職員の切替日後における号棒は、別に定める。

(切替日における給与の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者(別に定める職員を除く。)には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(秋田市職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給与を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給与を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給与を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給与を支給する。

9 前3項の規定による給与を支給される職員に対する秋田市職員給与条例第26条第5項(同条例第27条第4項において準用する場合および秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、秋田市職員給与条例第26条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年秋田市条例第1号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給料表の特例)

10 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第28号)附則第13項に規定する平成17年度職員に対する改正後の給与条例別表第1のアの表の規定の適用については、平成28年3月31日までの間、改正後の給与条例別表第1のアの表4級の欄中

「	388,300	「	388,300	
			388,900	
			389,500	
			390,100	
			390,800	
			391,400	
			392,000	
			392,600	
			393,300	
			393,900	
		とあるのは	394,500	とする。
			395,000	
			395,700	
			396,300	
			396,900	
			397,500	
			398,200	
			398,800	
			399,400	
			400,000	
			400,600	」

(規則への委任)

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年1月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160」を「100分の150」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年1月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第3号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160」を「100分の150」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に

関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年1月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の137.5」を「100分の147.5」に、「100分の160」を「100分の150」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年1月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「4万5,850円」を「5万9,550円」に改め、同項第2号中「4万1,700円」を「5万4,150円」に改め、同項第3号中「3万3,350円」を「4万3,350円」に改め、同項第4号中「2万5,000円」を「3万2,500円」に改め、同項第5号中「2万850円」を「2万7,100円」に改め、同項第6号中「1万6,700円」を「2万1,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 1月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 6 号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第35条第 2 項第 1 号中「又は名称、住所もしくは居所又は事務所もしくは事業所の所在地および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「および住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地および法人番号）」に改める。

第122条の10第 2 項第 1 号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例第35条第 2 項第 1 号および第122条の10第 2 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

規 則

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年 1月28日

別表第 1 行政職給料表(2)（第 2 条関係）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員	1	123,900	175,000	197,000	249,500
および任期	2	124,800	176,500	198,400	250,900
付職員以外	3	125,800	178,000	199,800	252,200
の職員	4	126,700	179,500	201,200	253,500
	5	127,700	180,900	202,600	254,600
	6	128,700	182,400	204,100	255,900
	7	129,700	183,900	205,500	257,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500
	9	131,500	186,900	208,500	259,600
	10	132,500	188,100	210,100	260,900
	11	133,500	189,400	211,700	262,200
	12	134,600	190,600	213,300	263,500
	13	135,400	192,000	214,700	264,600
	14	136,400	193,100	216,400	265,800
	15	137,400	194,300	218,100	267,000
	16	138,400	195,500	219,700	268,100
	17	139,500	196,700	221,100	269,200

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 1 号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則

次に掲げる規定に規定する規定の施行期日は、平成28年 1月28日とする。

- (1) 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第 1 号）附則第 1 項本文
- (2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第 2 号）附則第 1 項本文
- (3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第 3 号）附則第 1 項本文
- (4) 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第 4 号）附則第 1 項本文

訓 令

秋田市訓令第 1 号

庁 中 一 般

関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 1月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

第 1 条 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

18	140,700	197,900	222,300	270,400
19	141,900	198,900	223,500	271,500
20	143,100	200,000	224,700	272,600
21	144,200	201,000	226,000	273,600
22	145,400	202,200	227,600	274,700
23	146,600	203,400	229,200	275,800
24	147,800	204,500	230,800	276,900
25	149,000	205,700	232,400	278,000
26	150,500	207,000	233,900	279,100
27	152,000	208,300	235,400	280,200
28	153,500	209,600	236,900	281,300
29	154,900	210,900	238,300	282,400
30	156,400	212,200	239,700	283,500
31	157,900	213,500	241,100	284,500
32	159,400	214,800	242,400	285,500
33	160,900	215,500	243,600	286,400
34	162,700	216,900	245,000	287,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700
37	168,100	220,700	249,000	290,400
38	169,800	222,000	250,400	291,300
39	171,500	223,300	251,800	292,200
40	173,200	224,500	253,200	293,200
41	174,800	225,600	254,400	294,100
42	176,200	226,800	255,700	295,100
43	177,600	228,000	257,000	296,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000
45	180,500	230,400	259,300	297,800
46	181,900	231,600	260,400	298,700
47	183,300	232,800	261,600	299,600
48	184,700	233,900	262,800	300,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200
50	187,200	236,300	265,300	301,900
51	188,300	237,500	266,500	302,700
52	189,500	238,700	267,500	303,500
53	190,600	239,800	268,600	304,100
54	191,700	240,800	269,800	304,900
55	192,800	241,800	271,000	305,600
56	193,900	242,800	272,200	306,300
57	195,000	243,800	273,200	307,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800
59	197,100	245,800	275,400	308,600
60	198,100	246,800	276,400	309,300
61	199,200	247,800	277,500	309,900
62	200,100	248,700	278,600	310,600
63	201,000	249,600	279,700	311,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000
65	202,600	251,500	281,700	312,500
66	203,400	252,300	282,500	313,100
67	204,200	253,100	283,300	313,700
68	205,000	253,800	284,200	314,300
69	205,500	254,600	285,100	314,900
70	206,100	255,200	285,900	315,300
71	206,500	255,800	286,700	315,800

72	207,100	256,300	287,400	316,300
73	207,700	256,600	288,200	316,600
74	208,400	257,000	289,000	317,100
75	209,100	257,500	289,800	317,600
76	209,900	258,000	290,600	318,100
77	210,200	258,600	291,200	318,300
78	210,900	259,000	291,800	318,700
79	211,600	259,500	292,300	319,100
80	212,300	260,000	292,700	319,500
81	213,000	260,300	293,100	319,900
82	213,700	260,600	293,600	320,300
83	214,400	260,900	294,100	320,700
84	215,100	261,200	294,600	321,100
85	215,800	261,400	295,000	321,400
86	216,500	261,800	295,600	321,800
87	217,200	262,100	296,200	322,200
88	217,900	262,400	296,800	322,500
89	218,400	262,600	297,100	322,800
90	219,000	262,800	297,600	323,200
91	219,600	263,200	298,100	323,500
92	220,200	263,400	298,600	323,900
93	220,600	263,700	299,000	324,100
94	221,100	264,100	299,500	324,400
95	221,600	264,500	300,000	324,700
96	222,100	264,900	300,500	325,100
97	222,700	265,100	300,800	325,400
98	223,200	265,400	301,200	325,700
99	223,700	265,600	301,700	326,000
100	224,200	265,900	302,200	326,300
101	224,800	266,200	302,600	326,600
102	225,300	266,400	303,000	
103	225,900	266,700	303,400	
104	226,500	267,000	303,800	
105	226,900	267,200	304,100	
106	227,400	267,400	304,500	
107	227,900	267,700	304,900	
108	228,300	267,900	305,300	
109	228,500	268,200	305,600	
110	228,900	268,500	306,000	
111	229,400	268,800	306,400	
112	229,900	269,000	306,800	
113	230,300	269,200	307,000	
114	230,800	269,500	307,400	
115	231,300	269,700	307,800	
116	231,800	269,900	308,100	
117	232,100	270,200	308,400	
118	232,500	270,500	308,800	
119	232,900	270,800	309,100	
120	233,300	271,100	309,400	
121	233,700	271,200	309,600	
122		271,500	310,000	
123		271,800	310,300	
124		272,100	310,600	
125		272,200	310,800	

	126		272,500	311,200	
	127		272,800	311,500	
	128		273,100	311,800	
	129		273,200	312,000	
	130		273,500	312,400	
	131		273,800	312,800	
	132		274,100	313,200	
	133		274,200	313,400	
	134		274,500		
	135		274,800		
	136		275,100		
	137		275,200		
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200
任期付職員		139,500			

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。
第2条 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。
(給料月額)の経過措置)

- 3 当分の間、職員の給料月額は、第2条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定の適用による額に、当該額に100分の0.85を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これらを切り捨てた額）を加算した額とする。別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2) (第2条関係)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員	1	126,400	177,600	199,300	246,800
および任期	2	127,300	179,100	200,700	248,000
付職員以外	3	128,300	180,600	202,100	249,100
の職員	4	129,200	182,100	203,400	250,400
	5	130,200	183,500	204,700	251,300
	6	131,200	185,000	206,100	252,600
	7	132,200	186,400	207,500	253,800
	8	133,200	187,800	208,900	255,000
	9	134,000	189,200	210,300	256,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300
	11	136,000	191,700	213,500	258,500
	12	137,100	192,800	214,900	259,700
	13	137,900	194,000	216,200	260,800
	14	138,900	195,100	217,700	261,900
	15	139,900	196,200	219,200	262,900
	16	140,900	197,300	220,500	264,000
	17	142,000	198,400	221,600	265,100
	18	143,200	199,500	222,400	266,300
	19	144,400	200,500	223,300	267,400
	20	145,600	201,500	224,300	268,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400
	22	147,900	203,600	226,700	270,500
	23	149,100	204,700	228,000	271,600
	24	150,300	205,700	229,100	272,700
	25	151,500	206,600	230,600	273,700
	26	153,000	207,500	231,900	274,800

27	154,500	208,200	233,200	275,900
28	156,000	209,100	234,500	277,000
29	157,400	210,000	235,700	278,000
30	158,900	211,200	236,900	279,100
31	160,400	212,200	238,200	280,100
32	161,900	213,100	239,500	281,100
33	163,400	213,800	240,600	282,000
34	165,200	215,000	241,900	282,900
35	167,000	216,100	243,100	284,000
36	168,800	217,300	244,300	285,100
37	170,600	218,300	245,600	285,800
38	172,300	219,500	246,900	286,700
39	174,000	220,700	248,200	287,600
40	175,700	221,800	249,500	288,500
41	177,300	222,800	250,600	289,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300
45	183,000	227,300	255,300	293,000
46	184,400	228,400	256,400	293,900
47	185,800	229,500	257,600	294,800
48	187,200	230,600	258,700	295,700
49	188,500	231,700	259,900	296,400
50	189,700	232,800	261,100	297,000
51	190,800	233,900	262,300	297,700
52	192,000	235,100	263,300	298,500
53	193,100	236,200	264,400	299,100
54	194,200	237,200	265,500	299,900
55	195,300	238,100	266,700	300,600
56	196,400	239,100	267,900	301,300
57	197,500	240,100	268,900	302,000
58	198,500	241,100	269,900	302,700
59	199,500	242,100	271,000	303,500
60	200,500	243,000	272,000	304,200
61	201,600	244,000	273,100	304,800
62	202,500	244,900	274,200	305,500
63	203,400	245,800	275,200	306,200
64	204,300	246,700	276,300	306,900
65	205,000	247,600	277,200	307,400
66	205,800	248,400	278,000	307,900
67	206,500	249,200	278,800	308,500
68	207,300	249,900	279,600	309,100
69	207,700	250,700	280,500	309,700
70	208,300	251,300	281,300	310,100
71	208,600	251,900	282,100	310,600
72	209,200	252,400	282,800	311,100
73	209,700	252,600	283,600	311,400
74	210,300	253,000	284,300	311,900
75	210,900	253,500	285,100	312,400
76	211,700	254,000	285,900	312,800
77	211,900	254,600	286,500	313,000
78	212,600	255,000	287,000	313,300
79	213,200	255,500	287,500	313,600
80	213,800	256,000	287,900	313,900

81	214,500	256,300	288,300	314,200
82	215,100	256,600	288,700	314,500
83	215,700	256,900	289,200	314,800
84	216,400	257,200	289,700	315,100
85	217,100	257,400	290,100	315,300
86	217,700	257,600	290,700	315,700
87	218,300	257,900	291,300	316,000
88	219,000	258,200	291,900	316,200
89	219,500	258,400	292,200	316,400
90	220,100	258,600	292,700	316,700
91	220,700	259,000	293,200	317,000
92	221,300	259,200	293,600	317,300
93	221,700	259,500	294,000	317,500
94	222,200	259,900	294,500	317,800
95	222,700	260,200	295,000	318,100
96	223,200	260,500	295,500	318,300
97	223,800	260,700	295,800	318,500
98	224,300	261,000	296,200	318,800
99	224,800	261,200	296,700	319,100
100	225,300	261,500	297,200	319,300
101	225,900	261,800	297,600	319,500
102	226,400	262,000	298,000	
103	227,000	262,300	298,300	
104	227,600	262,600	298,600	
105	228,000	262,800	298,900	
106	228,500	263,000	299,300	
107	229,000	263,300	299,700	
108	229,400	263,500	300,100	
109	229,600	263,800	300,400	
110	230,000	264,100	300,800	
111	230,500	264,400	301,200	
112	231,000	264,600	301,500	
113	231,400	264,800	301,700	
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	
122		267,100	304,000	
123		267,400	304,300	
124		267,700	304,500	
125		267,800	304,700	
126		268,100	305,000	
127		268,400	305,300	
128		268,700	305,500	
129		268,800	305,700	
130		269,100	306,000	
131		269,400	306,300	
132		269,700	306,500	
133		269,800	306,700	
134		270,100		

	135		270,400		
	136		270,700		
	137		270,800		
再任用職員		192,400	203,500	222,000	242,800
任期付職員		142,000			

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

附 則

（施行期日等）

- この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条および附則第5項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程別表第1および附則第4項の規定による改正後

の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号。以下「平成18年改正訓令」という。）附則別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給料の切替え等）

- この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第1号）に従って行われる職員の例による。

（平成18年改正訓令の一部改正）

- 平成18年改正訓令の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2) （附則第2項関係）

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500
2	138,700	189,500	226,500	265,600
3	139,900	191,300	228,400	267,600
4	141,000	193,100	230,200	269,700
5	142,100	194,700	231,900	271,700
6	143,200	196,500	233,800	273,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900
8	145,400	200,100	237,500	278,000
9	146,500	201,800	239,200	280,100
10	147,900	203,600	241,100	282,200
11	149,200	205,400	242,900	284,300
12	150,500	207,200	244,800	286,400
13	151,800	208,800	246,500	288,500
14	153,300	210,700	248,400	290,600
15	154,800	212,600	250,200	292,700
16	156,400	214,500	252,000	294,800
17	157,700	216,300	253,700	296,800
18	159,200	218,200	255,700	298,900
19	160,700	220,100	257,700	301,000
20	162,200	222,000	259,700	303,100
21	163,600	223,700	261,600	305,200
22	166,300	225,600	263,500	307,300
23	168,900	227,500	265,400	309,400
24	171,500	229,400	267,200	311,500
25	174,200	231,000	269,200	313,400
26	175,900	232,800	271,100	315,500
27	177,600	234,500	273,000	317,600
28	179,300	236,300	274,900	319,700
29	180,800	237,700	276,700	321,700
30	182,600	239,200	278,600	323,800
31	184,400	240,700	280,500	325,900

32	186,100	242,200	282,400	328,000
33	187,700	243,600	284,100	329,600
34	189,200	245,100	286,000	331,600
35	190,700	246,600	287,900	333,700
36	192,200	248,200	289,800	335,800
37	193,500	249,500	291,500	337,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700
39	196,100	252,700	295,100	341,700
40	197,400	254,300	296,900	343,700
41	198,700	255,700	298,700	345,600
42	200,000	257,100	300,400	347,500
43	201,300	258,500	302,100	349,400
44	202,600	259,900	303,800	351,300
45	203,800	261,100	305,500	352,800
46	205,100	262,500	307,200	354,300
47	206,400	263,900	308,900	355,800
48	207,700	265,300	310,600	357,300
49	208,800	266,600	311,800	359,000
50	209,900	267,800	313,400	359,800
51	211,000	269,100	315,000	361,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000
53	213,300	271,500	318,300	362,900
54	214,300	272,700	319,900	364,000
55	215,300	274,000	321,500	365,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100
57	217,100	276,400	324,600	367,000
58	218,100	277,500	325,800	367,700
59	219,000	278,600	327,000	368,400
60	220,000	279,700	328,200	369,100
61	220,800	280,900	329,000	369,600
62	221,800	281,900	329,900	370,200
63	222,800	282,900	330,700	370,900
64	223,800	283,900	331,500	371,600
65	224,500	284,700	332,400	371,900
66	225,500	285,600	332,800	372,600
67	226,500	286,500	333,600	373,300
68	227,600	287,400	334,400	374,000
69	228,400	288,400	335,200	374,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000
71	230,000	290,000	336,600	375,700
72	230,800	290,800	337,300	376,300
73	231,600	291,600	337,800	376,700
74	232,300	292,100	338,400	377,300
75	233,000	292,600	339,000	378,000
76	233,700	293,100	339,600	378,600
77	234,400	293,200	339,900	379,000
78	235,200	293,600	340,400	379,500
79	236,000	293,800	340,800	380,100
80	236,800	294,200	341,300	380,600
81	237,500	294,400	341,700	381,100
82	238,200	294,600	342,200	381,700
83	238,900	295,000	342,700	382,300
84	239,600	295,300	343,200	382,700
85	240,300	295,600	343,600	383,300

86	241,000	295,900	344,000	383,900
87	241,700	296,200	344,500	384,500
88	242,400	296,600	344,900	385,100
89	243,100	296,900	345,200	385,800
90	243,600	297,300	345,600	386,400
91	244,100	297,700	346,100	387,000
92	244,600	298,100	346,500	387,600
93	244,900	298,200	346,700	388,300
94		298,500	347,100	
95		298,900	347,600	
96		299,300	348,000	
97		299,500	348,100	
98		299,800	348,600	
99		300,200	349,100	
100		300,600	349,400	
101		300,800	349,700	
102		301,100	350,100	
103		301,500	350,500	
104		301,800	350,900	
105		302,000	351,400	
106		302,300	351,800	
107		302,700	352,200	
108		303,000	352,600	
109		303,200	353,100	
110		303,600	353,500	
111		304,000	353,900	
112		304,300	354,200	
113		304,400	354,700	
114		304,700		
115		305,000		
116		305,400		
117		305,600		
118		305,800		
119		306,100		
120		306,400		
121		306,800		
122		307,000		
123		307,300		
124		307,600		
125		308,000		

5 平成18年改正訓令の一部を次のように改正する。
 附則第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。
 (給料月額の経過措置)

(2)の適用を受ける職員の給料月額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定の適用による額に、当該額に100分の0.85を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これらを切り捨てた額)を加算した額とする。

4 当分の間、附則第2項の規定により附則別表の行政職給料表

附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2) (附則第2項関係)

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	140,100	190,200	226,400	259,900
2	141,200	192,000	228,000	261,900
3	142,400	193,800	229,500	263,700

4	143,500	195,600	231,100	265,800
5	144,600	197,200	232,600	267,700
6	145,700	199,000	234,300	269,600
7	146,800	200,800	235,800	271,600
8	147,900	202,600	237,400	273,700
9	149,000	204,300	238,900	275,800
10	150,400	206,100	240,400	277,800
11	151,700	207,900	242,000	279,900
12	153,000	209,700	243,500	282,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000
14	155,800	212,900	246,500	286,100
15	157,300	214,600	247,900	288,100
16	158,900	216,400	249,300	290,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200
18	161,700	219,800	252,600	294,200
19	163,200	221,400	254,300	296,300
20	164,700	223,000	256,100	298,300
21	166,100	224,500	257,800	300,400
22	168,800	226,200	259,600	302,500
23	171,400	227,800	261,400	304,500
24	174,000	229,400	263,100	306,600
25	176,700	230,800	265,100	308,400
26	178,400	232,300	267,000	310,500
27	180,100	233,800	268,800	312,600
28	181,800	235,100	270,700	314,600
29	183,300	236,400	272,400	316,600
30	185,100	237,600	274,300	318,600
31	186,900	238,700	276,200	320,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800
33	190,200	241,200	279,700	324,300
34	191,700	242,500	281,600	326,300
35	193,200	243,700	283,400	328,200
36	194,700	245,000	285,300	330,300
37	196,000	246,000	287,000	332,200
38	197,300	247,400	288,700	334,100
39	198,600	248,900	290,500	336,100
40	199,900	250,400	292,300	338,000
41	201,200	251,800	294,000	339,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600
44	205,100	256,000	299,000	345,500
45	206,300	257,200	300,700	347,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400
47	208,900	259,900	304,000	349,900
48	210,200	261,300	305,700	351,400
49	211,300	262,600	306,900	353,000
50	212,400	263,700	308,400	353,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000
52	214,500	266,300	311,500	356,000
53	215,600	267,400	313,100	356,900
54	216,600	268,500	314,700	358,000
55	217,500	269,800	316,300	358,900
56	218,500	271,100	317,800	360,000
57	219,200	272,200	319,300	360,900

58	220,100	273,200	320,500	361,600
59	221,000	274,300	321,700	362,300
60	221,900	275,400	322,900	363,000
61	222,600	276,600	323,600	363,400
62	223,600	277,600	324,500	364,000
63	224,500	278,500	325,300	364,700
64	225,400	279,500	326,100	365,400
65	226,100	280,300	327,000	365,700
66	227,000	281,200	327,400	366,400
67	227,900	281,900	328,100	367,100
68	229,000	282,800	328,900	367,800
69	229,800	283,800	329,700	368,100
70	230,500	284,600	330,400	368,700
71	231,200	285,400	331,100	369,400
72	232,000	286,200	331,800	370,000
73	232,800	287,000	332,300	370,300
74	233,500	287,500	332,900	370,900
75	234,200	287,900	333,400	371,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200
77	235,600	288,500	334,300	372,600
78	236,400	288,900	334,800	373,100
79	237,200	289,100	335,200	373,700
80	238,000	289,500	335,700	374,200
81	238,700	289,700	336,100	374,700
82	239,400	289,900	336,600	375,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800
84	240,800	290,600	337,600	376,100
85	241,500	290,900	337,900	376,500
86	242,200	291,200	338,300	377,000
87	242,900	291,500	338,800	377,400
88	243,600	291,900	339,200	377,800
89	244,300	292,200	339,500	378,200
90	244,800	292,600	339,900	378,700
91	245,300	292,900	340,400	379,100
92	245,800	293,300	340,800	379,500
93	246,100	293,400	341,000	379,800
94		293,600	341,400	
95		294,000	341,900	
96		294,400	342,300	
97		294,600	342,400	
98		294,900	342,900	
99		295,300	343,300	
100		295,700	343,600	
101		295,900	343,900	
102		296,200	344,300	
103		296,600	344,700	
104		296,900	345,100	
105		297,100	345,600	
106		297,400	346,000	
107		297,800	346,400	
108		298,100	346,800	
109		298,300	347,300	
110		298,700	347,700	
111		299,100	348,000	

112	299,400	348,300
113	299,500	348,800
114	299,800	
115	300,100	
116	300,500	
117	300,700	
118	300,900	
119	301,200	
120	301,500	
121	301,900	
122	302,100	
123	302,400	
124	302,700	
125	303,000	

告 示

秋田市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年1月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
有限会社 秋田在宅 介護サ ビスセン ター	ケアプラ ンよこも り	秋田市横森 一丁目20番 30号	平成28年 1月1日	居宅介護支 援
株式会社 シンワ	サービス 付き高齢 者向け住 宅拓稜ハ ウス土崎 南	秋田市土崎 港南二丁目 4番40号	平成28年 1月1日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護
来楽株式 会社	サ高住ら いらっく 外旭川	秋田市外旭 川字神田112 番地	平成28年 1月1日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護

秋田市告示第2号

秋田市障害福祉サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年1月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名

秋田市障害福祉サービスセンター

- 2 指定管理者

秋田市柳田字竹生168番地

社会福祉法人秋田育明会

理事長 三 浦 憲 一

- 3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第3号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

平成28年1月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名

不詳

- 2 年齢および性別等

50歳から60歳代前後の男性

- 3 人相、体格、特徴等

身長実測163センチメートルの人骨、着衣・所持品等なし

- 4 発見年月日

平成27年12月24日

- 5 発見場所

秋田市向浜二丁目1番 北西方向約1キロメートル地点の海岸

- 6 死亡年月日

平成27年11月頃と推定

- 7 処置

平成27年12月25日まで秋田中央警察署で調査したが、身元が判明しないため、平成27年12月28日に死体を引き取り、同日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。

- 8 連絡先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

電話 018-866-2090

秋田市告示第4号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自

転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年1月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成27年12月3日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間

午前10時から午後7時まで

イ 場所

秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成28年1月21日から同年7月21日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年1月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社 シンワ	訪問介護 拓稜	秋田市新屋 朝日町13番25号	平成27年 12月31日	訪問介護、介護予防訪問介護
株式会社 総合医療福祉サー	短期入所 生活介護 矢留の里	秋田市千秋 矢留町6番25号	平成27年 12月31日	短期入所生活介護、介護予防短期

ビス				入所生活介護
医療法人 久幸会	今村記念 クリニック 短期入所療養介護	秋田市新 城長岡字毛 無谷地265 番地	平成27年 12月31日	短期入所療 養介護、介 護予防短期 入所療養介 護
社会福祉 法人友遊 会	ケアセン ター 亀は うす	秋田市下北 手松崎字岩 瀬163番地 1	平成27年 12月31日	居宅介護支 援
株式会社 シンワ	居宅介護 支援事業 所たくり よう	秋田市土崎 港南三丁目 10番35号	平成27年 12月31日	居宅介護支 援
秋田トヨタ自動車 株式会社	秋田トヨタ自動車 株式会社	秋田市泉中 央二丁目1 番3号	平成28年 1月1日	福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与、特定 福祉用具販 売、特定介 護予防福祉 用具販売

秋田市告示第6号

平成28年1月18日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

平成28年1月8日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件
- 2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件
- 4 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件
- 5 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
- 6 秋田市市税条例の一部を改正する件
- 7 秋田市副市長の選任について同意を求める件

秋田市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年1月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ケアプランよこもり	秋田市横森一丁目 20番30号	平成28年 1月1日
サービス付き高齢者向け 住宅拓稜ハウス土崎南	秋田市土崎港南二 丁目4番40号	平成28年 1月1日
サ高住らいらっく外旭川	秋田市外旭川字神 田112番地	平成28年 1月1日
小規模多機能型居宅介護 事業所なごみ	秋田市仁井田字西 潟敷127番地2	平成28年 1月1日

2 変更

名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ス テーション 笑咲	秋田市手形から みでん8番6号	秋田市添川字地 ノ内175番地14	平成26年 12月1日

3 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
つなぎ居宅介護支援 事業所	秋田市寺内字イサノ119 番地2	平成27年 11月21日

4 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
短期入所生活介護 矢留の里	秋田市千秋矢留町6番25 号	平成27年 12月31日
今村記念クリニック 短期入所療養介護	秋田市下新城長岡字毛無 谷地265番地	平成27年 12月31日
秋田トヨタ自動車株 式会社	秋田市泉中央二丁目1番 3号	平成28年 1月1日

秋田市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年1月12日

秋田市長 穂 積 志

廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
日本調剤保戸野薬局	秋田市保戸野鉄砲町10番 6号	平成27年 12月27日

秋田市告示第9号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年1月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第10号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年1月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
平成27年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年1月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	指 定 の 年 月 日	サービ ス の 種 類
有限会社 心理教育 相談室ク ローバー	訪問介護ス テーション 笑咲	秋田市添 川字地ノ 内175番 地14	平成28年 1月15日	訪問介護、 介護予防訪 問介護

秋田市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年1月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
浦山町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
(3) 防犯、防火および防災に関すること
(4) 集会施設の維持管理に関すること
(5) 市政との協力および他団体との連絡調整に関すること

(6) その他本条の目的を達成するために必要と認められる事項

3 区域

本会の区域は、秋田市金足浦山字浦山1番地から106番地、同字金ヶ崎32番地から314番地、同字岩崎1番地から123番地および同字松葉崎61番地から68番地の1の区域に住所を有する者をもって構成する。

4 主たる事務所

本会の事務所は、浦山町内会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

渡 辺 肇

秋田市金足浦山字浦山81番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成28年1月19日

秋田市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年1月19日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

杉沢町内会

2 認可年月日

平成6年3月23日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 石 塚 映

秋田市河辺岩見字杉沢台3番地1

変更後 石 塚 三 和

秋田市河辺岩見字杉沢11番地1

4 変更年月日

平成28年1月3日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第14号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年1月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成27年度（平成27年度賦課）第5期国民健康保険税督促状

秋田市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年1月22日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市東町内会

2 認可年月日

平成9年4月7日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 石 塚 正 久

秋田市河辺岩見字東76番地

変更後 石 塚 郁 郎

秋田市河辺岩見字東84番地

4 変更年月日

平成28年1月2日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

台町内会

2 認可年月日

平成9年2月12日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 三 浦 正 信

秋田市河辺岩見字曲田18番地1

変更後 石 塚 光 芳

秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷96番地1

4 変更年月日

平成28年1月1日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第18号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年1月26日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市横森三丁目2番11号	鈴 木 文 一
秋田市榎山共和町3番2号	武田 八右エ門
秋田市山王二丁目7番29号	篠 木 英 和
秋田市八橋南一丁目6番3号	深 澤 廣 明
秋田市東通六丁目1番27号 サンハイツ東通23号	佐々木 勝 一

秋田市手形字十七流134番地3	澤 田 郁 夫
秋田市牛島南一丁目1番3号	庄 司 鉦 二
秋田市中通五丁目1番26号 デザートオ ブローズ501	小 松 智 和
秋田市八橋南一丁目3番10号 アイラン ドビル1F	加 藤 邦 彦
秋田市大住四丁目1番9号	佐 藤 蘭 望
秋田市大町一丁目5番34号 大元ビル307	増 子 久美子
秋田市山王五丁目1番15号 朝日プラザ エザース樫通503号	村 岡 良 輝
秋田市檜山川川口境22番12号	竹 内 宏 司
秋田市檜山川川口境22番12号	萬 屋 秀 雄

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません(行政不服審査法第20条)。
(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます(行政事件訴訟法第8条)。
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第19号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年1月26日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋中島町13番10号	村 上 正 和

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の

規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません(行政不服審査法第20条)。

- 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
 - その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます(行政事件訴訟法第8条)。
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第20号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、同法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

平成28年1月28日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙(省略)のとおり
- 送達する書類
平成26年度分市税督促状
平成27年度分市税督促状

秋田市告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年1月28日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
繋自治会
- 認可年月日
平成16年11月12日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 工 藤 正
秋田市雄和繋字脇ノ沢90番地
変更後 斉 藤 俊 高

秋田市雄和繁字宿173番地

- 4 変更年月日
平成28年 1月10日
- 5 変更の理由
役員改選による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第 1 号

平成28年 1月28日午後 2時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成28年 1月26日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

農 委 告 示

秋田市農委告示第 1 号

平成28年 1月19日午後 2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年 1月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（ 9 件）
- 2 農用地利用集積計画（平成27年度第10号）に関する件
- 3 農地法第 5 条許可の事業計画変更申請に関する件（ 1 件）
- 4 秋田市農業委員会組織検討協議会設置要綱を定める件
- 5 運営委員会委員の選任に関する件
- 6 農地等保全委員会委員の選任に関する件
- 7 農政専門委員会委員の選任に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第 1 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成28年 1月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
大山住設株式会社	大 山 光 志	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番44号

2 指定年月日

平成28年 1月 7 日

秋田市上下水道局告示第 2 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋

田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成28年 1月 8 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
大山住設株式会社	大 山 光 志	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 8 番44号

2 指定年月日

平成28年 1月 7 日

秋田市上下水道局告示第 3 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成28年 1月22日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社ライフアシスト	佐々木 潤	大仙市大曲日の出町一丁目30番11号

2 指定年月日

平成28年 1月21日

公 告

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成28年 1月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 調査を行った地区

秋田市雄和平尾鳥字柳沢および中谷地の各一部

2 地図および簿冊の名称

地籍図原図および地籍簿

3 閲覧期間

平成28年 1月13日から同年 2月 1 日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く毎日

4 閲覧時間

午前 9 時から午後 4 時30分まで

5 閲覧場所

河辺市民サービスセンター 二階大会議室

6 誤り等訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7 地図は、平成26年12月測量、簿冊は平成27年 9 月28日現在の

状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定に基づき、市道を不法占用している掲示板を撤去するため、次のとおり公告する。

平成28年1月12日

秋田市長 穂 積 志

1 不法占用の場所および物件

(1) 秋田市御野場二丁目2番8号地先 市道 御野場団地2号線

(2) 掲示板 1枚

2 掲示板の処分

この公告に係る掲示板で、公告後、1か月を経過しても所有者が現れないときは、本市で処分する。

3 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所建設部建設総務課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成28年1月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

ア 業務名

教文館一第31号 秋田市文化会館小ホール音響設備修繕

イ 履行場所

秋田市山王七丁目3番1号（秋田市文化会館）

ウ 履行期間

契約締結日から平成28年3月22日まで

エ 入札参加要件

(ア) 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(イ) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。

(ウ) 市税に滞納がないこと。

(エ) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(カ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時

平成28年1月28日(木) 午前10時

(2) 入札の場所

秋田市山王七丁目3番1号

秋田市文化会館 第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約日

平成28年2月4日(木)（予定）

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成28年1月19日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 実績調書（様式2）過去2年以内の同種修繕・工事についての契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。

ウ 誓約書（様式3）

エ 納税証明書（平成27年度、写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税

(イ) 秋田市に納めた固定資産税（証明書）

※ 法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しの提出でも可

※ 口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 法人登記現在事項全部証明書 [写し可]

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付けする。

ア 受付期間

平成28年1月13日(火)から同月19日(火)までの毎日、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所

秋田市山王七丁目3番1号

秋田市文化会館施設担当

ウ 申込書等

申込書（様式1～3）は、秋田市文化会館ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、指名されない旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成28年1月26日(火)までに行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

- (1) 配布期間は、平成28年1月13日(水)から同月19日(火)まで
 - (2) 配布場所
秋田市文化会館ホームページから入手のこと。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市文化会館
直通 018-865-1191

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成27年12月22日付け秋田市指令第4687号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年1月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市八橋三和町1番1号
明光不動産株式会社
代表取締役 伊 藤 五十六
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市飯島緑丘町16番781、16番782、16番783、16番981および16番1017

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉 木 康 裕
- 2 道路位置指定箇所
秋田市外旭川字梶ノ目340番1
- 3 道路幅員
5.00メートル
- 4 道路延長
26.48メートル
- 5 指定年月日および番号
平成28年1月15日 第4号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市広面字広面2番地1
川 邊 徳 子

- 2 道路位置指定箇所
秋田市広面字広面148番3および148番3地先水路
- 3 道路幅員
4.47～4.48メートルおよび6.01メートル
- 4 道路延長
54.53メートルおよび1.82メートル
- 5 指定年月日および番号
平成28年1月19日 第5号

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成28年1月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
入札に付する賃貸借物件は、次のとおりである。
 - (1) 物件名
カラーオーバーヘッドスキャナーおよびパソコン
 - (2) 契約期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 入札参加資格要件
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4規定に該当しないこと。
 - (2) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - (3) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がないこと。
 - (4) 市税に滞納がないこと。
 - (5) 秋田市内にサービス拠点を有し、故障等の場合、当日中に対応可能であること。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 入札の日時
平成28年2月19日(金) 午前10時
 - (2) 入札の場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所2階文書法制課
 - (3) 入札保証金
免除
 - (4) 契約予定日
平成28年2月25日(木)
 - (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 入札書には、賃貸借期間となる60か月分の合計金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
 - エ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引か

せるものとする。

オ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合がある。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成28年2月1日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 納税証明書

秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税（個人事業主に限る。）および固定資産税（平成26年度分および平成27年度の納付期限が到来している期の分まで。課税されていない場合や固定資産を有していない場合は、その証明書を提出すること。）に関する証明書

なお、納税証明書の提出に代えて、各納付書の写し（法人市民税もしくは個人市民税又は固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」）の提出も可とする。

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は、持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成28年1月19日(火)から同年2月1日(月)まで（土曜日および日曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで）

イ 受付場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部文書法制課文書・歴史資料担当（本庁1階）

ウ 申込用紙

総務部文書法制課のホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成28年2月9日(火)後に郵送する。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市総務部文書法制課文書・歴史資料担当

電話 018-866-2272

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月20日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類

予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名	予防接種を行っていた主たる場所	予防接種の種類
高 橋 賛	秋田市仁井田新田一丁目15番35号 内科・胃腸科高橋医院	高齢者用肺炎球菌ワクチン インフルエンザワクチン（高齢者）

2 辞退年月日

平成27年12月16日

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定に基づき、公告する。

平成28年1月20日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志

1 意見聴取の日時

平成28年2月3日(水) 午後6時

2 意見聴取の場所

西部市民サービスセンター

3 意見の聴取をしようとする事項

建築基準法第48条第9項ただし書の規定により、商業地域内において建築してはならない建築物の建築を許可することについて

4 建築計画の概要

(1) 建築物の主要用途

ガラス工房

(2) 建築物の位置

秋田市新屋表町104番4号

(3) 構造および規模

木造一部鉄筋コンクリート造

平屋建て一部2階建て

(4) 敷地面積

6,518.19㎡

(5) 延べ面積

1,373.13㎡

5 申請者の住所および氏名

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成27年8月31日付け秋田市指令第3826号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年1月22日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市山手台一丁目1番1号

マスターピース不動産株式会社

代表取締役 伊 藤 誠

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋前野町8番、10番、110番5、258番、259番、8番地先道水路および10番地先道水路

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成28年 1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教文館一第3号 秋田市文化会館 高圧受変電設備保 守点検業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成28年 4月1日 ～ 平成31年 3月31日 (長期継 続契約： 3年)	次の全ての要件を満たしていること。 1 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。 2 第三種電気主任技術者の資格者を有すること。 3 蓄電池設備整備資格者を有すること。 4 自家用発電設備専門技術者の資格者を有すること。 5 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約(契約電力500Kw以上の施設の元請け)を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
教文館一第11号 秋田市文化会館 舞台音響設備保守 点検業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成28年 4月1日 ～ 平成31年 3月31日 (長期継 続契約： 3年)	次の全ての要件を満たしていること。 1 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であること。 2 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約(収容定員1,000人以上の劇場・ホールでの元請け)を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
教文館一第15号 秋田市文化会館 舞台操作等業務委 託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成28年 4月1日 ～ 平成29年 3月31日	次の全ての要件を満たしていること。 1 秋田市内に本社、支店又は営業所を有していること。 2 通年で7名以上の舞台操作業務経験者による常駐体制(大小ホールに催し物がある場合は9名体制)ができること。また、これらが入札参加申込時点で自社の社員として在籍していること。 3 7名以上の常駐者の中に舞台操作業務に必要な第2種劇場技術者以上と舞台機構調整(音響)2級技能士以上と2級照明技術者以上の有資格者を1名以上配置可能なこと。 4 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約(収容定員1,000人以上の劇場・ホールの元請け)を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
教文館一第17号 秋田市文化会館 廃棄物収集運搬処 理業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成28年 4月1日 ～ 平成31年 3月31日 (長期継 続契約： 3年)	次の全ての要件を満たしていること。 1 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。 2 秋田市一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。 3 塵芥車、資源化物(びん・缶・古紙等)を収集するトラックを保有する者であること。 4 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 市税に滞納がないこと。
- イ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時

- 平成28年 2月25日(木)
- 教文館一第3号 午前10時
- 教文館一第11号 午前10時30分
- 教文館一第15号 午前11時
- 教文館一第17号 午前11時30分

(2) 入札の場所

- 秋田市山王七丁目3番1号
- 秋田市文化会館 中2階 第1会議室

<p>(3) 入札保証金 免除</p> <p>(4) 契約日 平成28年3月2日(水)</p> <p>(5) 注意事項</p> <p>ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。</p> <p>イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。 なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。</p> <p>ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。</p> <p>エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者としめないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。</p> <p>カ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を、2回に限り行う。 なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。</p> <p>キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。 なお、くじ引きは、辞退できないものとする。</p> <p>ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。 なお、入札書には、代理人の印を押印すること。</p> <p>ケ 教文館－第15、17号は契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承の上、参加すること。</p> <p>3 入札参加申込みに関する事項</p> <p>(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>ア 高圧受変電保守点検業務委託の申込者</p> <p>(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）</p> <p>(イ) 入札参加要件2から4は免状等の資格を証明できるもの</p> <p>(ウ) 入札参加要件2から4の在籍を証明できる書類</p> <p>(エ) 実績調書（様式2）過去2年以内に契約電力500Kw以上の施設での保守点検業務について契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。</p> <p>(オ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）</p> <p>(カ) 納税証明書（写し可）</p> <p>a 秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）</p>	<p>b 秋田市に納めた固定資産税（平成27年度分） ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの</p> <p>(キ) 誓約書（様式3）</p> <p>イ 舞台音響設備保守点検業務委託の申込者</p> <p>(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）</p> <p>(イ) 実績調書（様式2）過去2年間に収容定員1,000人以上の劇場・ホールでの保守契約を締結したことが分かる契約書の写し等を添付すること。</p> <p>(ウ) 納税証明書（写し可）</p> <p>a 秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）</p> <p>b 秋田市に納めた固定資産税（平成27年度分） ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの</p> <p>(エ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）</p> <p>(オ) 誓約書（様式3）</p> <p>ウ 舞台操作等業務委託の申込者</p> <p>(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）</p> <p>(イ) 実績調書（様式2）過去2年以内に収容定員1,000人以上の劇場・ホールの舞台操作等業務委託契約を締結したことが分かる契約書の写し等を添付すること。</p> <p>(ウ) 通年で7名以上の経験者による常駐体制ができることが分かる組織図等の写しと役務に従事する予定者（9名）の雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）を添付すること。</p> <p>(エ) 7名以上の常駐者の中に第2種劇場技術者以上と舞台機構調整（音響）2級技能士以上と2級照明技術者以上の有資格者を配置できることが分かる資料と資格証の写し</p> <p>(オ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）</p> <p>(カ) 納税証明書（写し可）</p> <p>a 秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）</p> <p>b 秋田市に納めた固定資産税（平成27年度分） ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの</p> <p>(キ) 誓約書（様式3）</p> <p>エ 廃棄物収集運搬処理業務委託の申込者</p> <p>(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）</p> <p>(イ) 入札参加要件1の許可業者であることを証明できるもの</p> <p>(ウ) 入札参加要件3の車両を保有していることが分かる書類（車検証の写し等）</p> <p>(エ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（個人営業の者は住民票）（写し可）</p> <p>(オ) 納税証明書（写し可）</p> <p>a 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）</p> <p>b 秋田市に納めた固定資産税（平成27年度分） ※法人市民税は、直近の営業年度のもの ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの</p> <p>(カ) 誓約書（様式3）</p>
--	--

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間
平成28年1月25日(月)から同年2月10日(水)まで土曜日および日曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで
イ 受付場所
秋田市文化会館 施設担当
ウ 申込用紙
秋田市文化会館ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。
 - (3) 指名通知および非指名通知については、FAXで平成28年2月19日(金)までに行う。
- 5 設計書および仕様書の入手に関する事項
 - (1) 配布期間は、平成28年1月25日(月)から同年2月10日(水)まで
 - (2) 配布場所
秋田市文化会館ホームページから入手すること。
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。

- なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託報告書の提出を契約締結時に求める。
- (4) 設計書および仕様書に関する質疑は、文書で提出するものとする。
- (5) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市文化会館 施設担当
電話 018-865-1191

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年1月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成28年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 件 名	真空温水ヒーター修繕（タクマ製GSAN-250CP×2基）
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市太平山自然学習センター（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
(4) 履 行 期 間	平成28年3月31日まで
(5) 入札参加要件	ア 秋田市の建設工事登録業者のうち管工事A級又はB級として登録を受けている者であること。 イ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。 エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	平成28年1月27日(水)から同年2月9日(水)までとする。ただし、平成28年2月8日(月)は休館日のため不可とする。
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	秋田市太平山自然学習センター（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
(7) 入 札	
日 時	平成28年3月1日(火) 午前9時30分
場 所	秋田市仁別字マンタラメ227番地1 秋田市太平山自然学習センター 図書スペース
入札保証金	免除
(8) 契 約 日	平成28年3月7日(月)まで

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて

ア 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出してください。

- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 (イ) 業務受注状況調（様式2）
 提出期日現在までの業務受注状況が分かるもの（契約書等の写しを添付）

イ 申請書等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

ウ 申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知については、平成28年2月19日(金)以降に電子メール等により送付する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター 電話 827-2171

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター 電話 827-2171

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成28年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）

ア 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託

イ 秋田市太平山自然学習センター廃棄物運搬処理業務委託

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 履行期間

ア 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託につ

いては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。

イ 秋田市太平山自然学習センター廃棄物運搬処理業務委託については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(4) 入札参加要件

ア 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託

(ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。

(イ) 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(ウ) 市税に滞納がないこと。

(エ) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

(カ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

イ 秋田市太平山自然学習センター廃棄物運搬処理業務委託

(ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。

(イ) 秋田市の一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。

(ウ) 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(エ) 市税に滞納がないこと。

(オ) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

(カ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

(キ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時

平成28年3月1日(火) 午前10時

(2) 場所

秋田市太平山自然学習センター 図書スペース
 （秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 入札保証金および契約保証金

免除

(4) 契約日

落札が決定した日から平成28年3月7日(月)まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履

行期間の総額を記入すること。

- エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

- オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

- キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

平成28年1月27日(水)から同年2月9日(火)までとする。ただし、平成28年2月8日(月)は休館日のため不可とする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 イ 業務実績調書（様式2）
 ウ 営業経歴書（様式3）
 エ 誓約・同意書（様式4）
 オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
 (ア) 秋田市に納めた法人市民税
 (イ) 秋田市に納めた固定資産税
 カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）

(5) その他

- ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。
 イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。
 (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
 (3) 上記(1)および(2)の通知については、平成28年2月19日(金)までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
 秋田市太平山自然学習センター
 電話 827-2171
 (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター

電話 827-2171

秋田市公告

秋田市財務規則第120条の2第3号の規定により、総合案内フロアマネジャー業務委託について契約を締結したので公告する。

平成28年1月28日

秋田市長 穂 積 志

業務名	総合案内フロアマネジャー業務委託
契約締結日	平成28年1月28日
契約の相手方	住所 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 業者名 株式会社ニチイ学館
契約金額	15,384,600円
契約の相手方とした理由	企画提案では、本案件の従事者に案内業務経験者を50%以上配置し、準備期間から継続して従事する点や、不測の場合においても社内からのバックアップにより人員を担保できる点、また、準備期間および運用開始後の従事者に対する研修および教育体制が十分であり、個人情報保護についてもISO27001を取得し、社内における組織体制を構築するなど情報漏えい対策を講じている点、以上の技術点において高い評価とし、最も適切な者であると判断した。
担当課	秋田市市民生活部市民課

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年1月29日

秋田市長 穂 積 志
 (次のとおり略)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年1月22日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
 賦課対象区域

秋田市太平寺庭字寺庭（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）